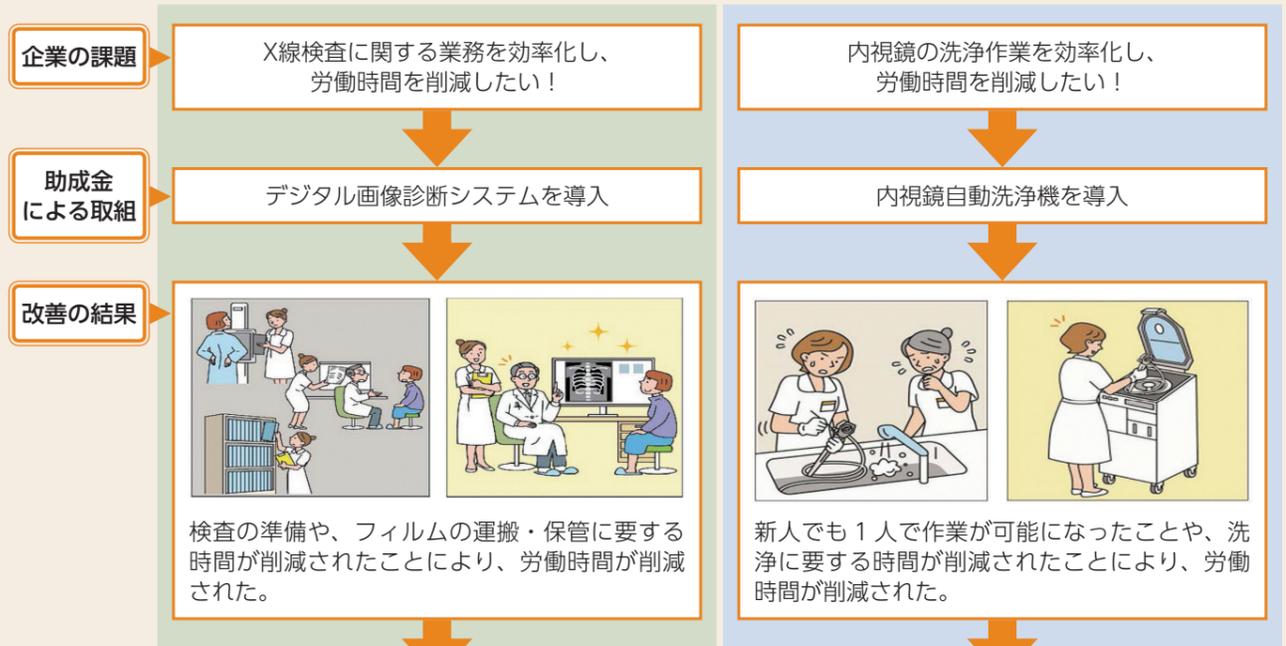


令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内

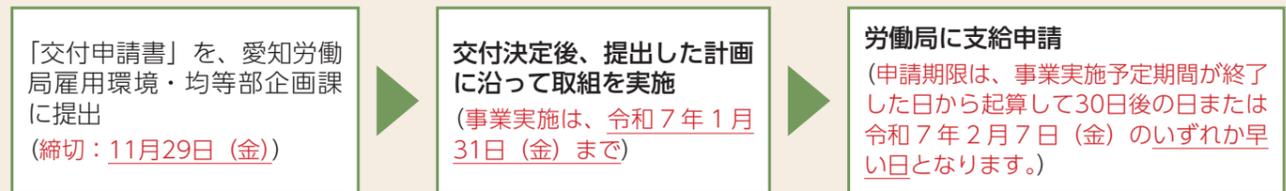
令和6年4月1日に、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
ご不明な点やご質問がございましたら、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 (TEL 052-857-0313) にお尋ねください。

● 申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



● 電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrants-portal.go.jp/)



お問い合わせ
愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託: 公益社団法人愛知県医師会)
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中
右の二次元コードを読み取ってください。
https://aichi-medsc.or.jp




いきサポ愛知

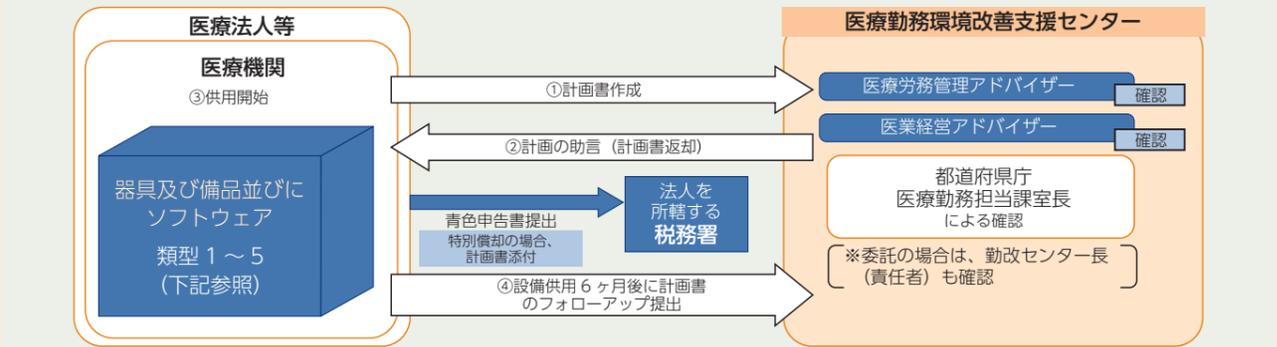
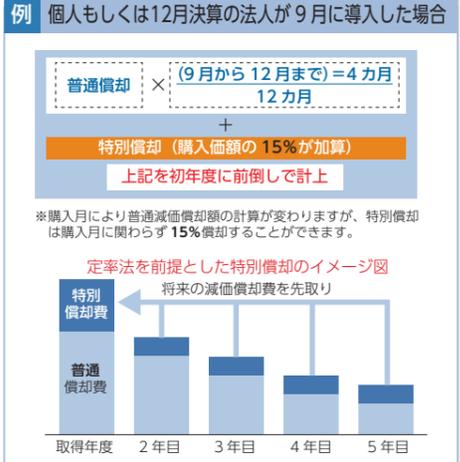
第39号 2024. SEPT

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託: 公益社団法人 愛知県医師会)

医師及び医療従事者の働き方改革の推進に係る特別償却制度について (医療機器) (所得税、法人税)

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。
特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費(定率・定額)に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒して減価償却費として計上できるというものです。
注: この制度は2019年4月1日～2025年3月31日までに所定の手続きをして供用を開始したものに適用となりますので、対象設備は未供用のものとなります。
参考: 愛知県医療勤務環境改善支援センターホームページ
https://aichi-medsc.or.jp/post-801/

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの(未使用に限る)
【特別償却割合】取得価格の15%



医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等

- 類型1 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等**
○勤怠管理を行うための設備等 (ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの)
○勤務シフトの作成を行うための設備等 (勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの)
- 類型2 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等**
○書類作成時間の削減のための設備等 (AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載 (入力) する内容のテキスト文書入力が行えるもの)
○救急医療に対応する設備等 (画像診断装置 (CT) など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの)
○バイタルデータの把握のための設備等 (ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するためのもの)
- 類型3 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等**
○医師の診療を補助する設備等 (手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの)
- 類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等**
○医師が遠隔で診断するために必要な設備等 (遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの)
- 類型5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等**
○医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等 (院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの)
○予診のための設備等 (通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの)

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正ポイント！

(公布日：令和6年5月31日)

以下が改正内容のポイントとなりますが、詳細は今後省令等で定められます。(注：施行期日は令和7年4月1日ですが、一部、公布日、公布日の日から起算して1年6月以内において政令で定める日とされています。)

※出典：厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001258944.pdf>

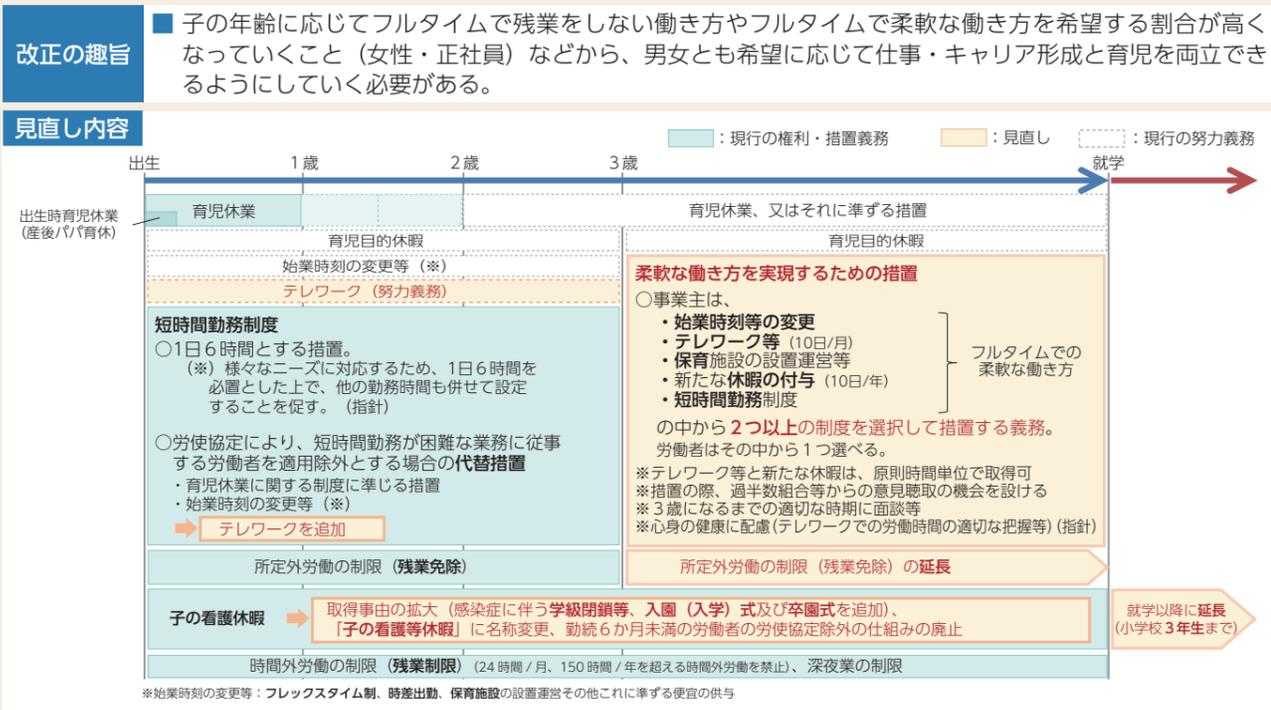
お問い合わせ先

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL：052-857-0312

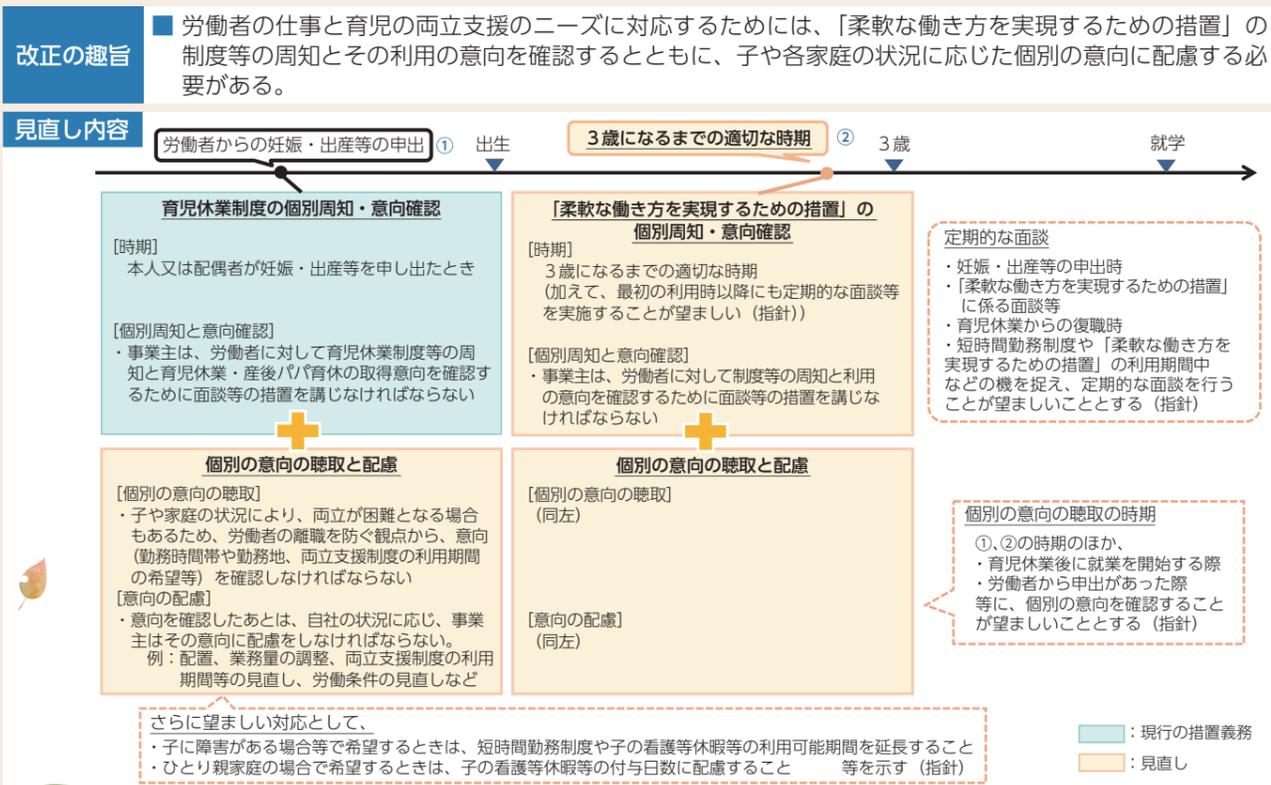


1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

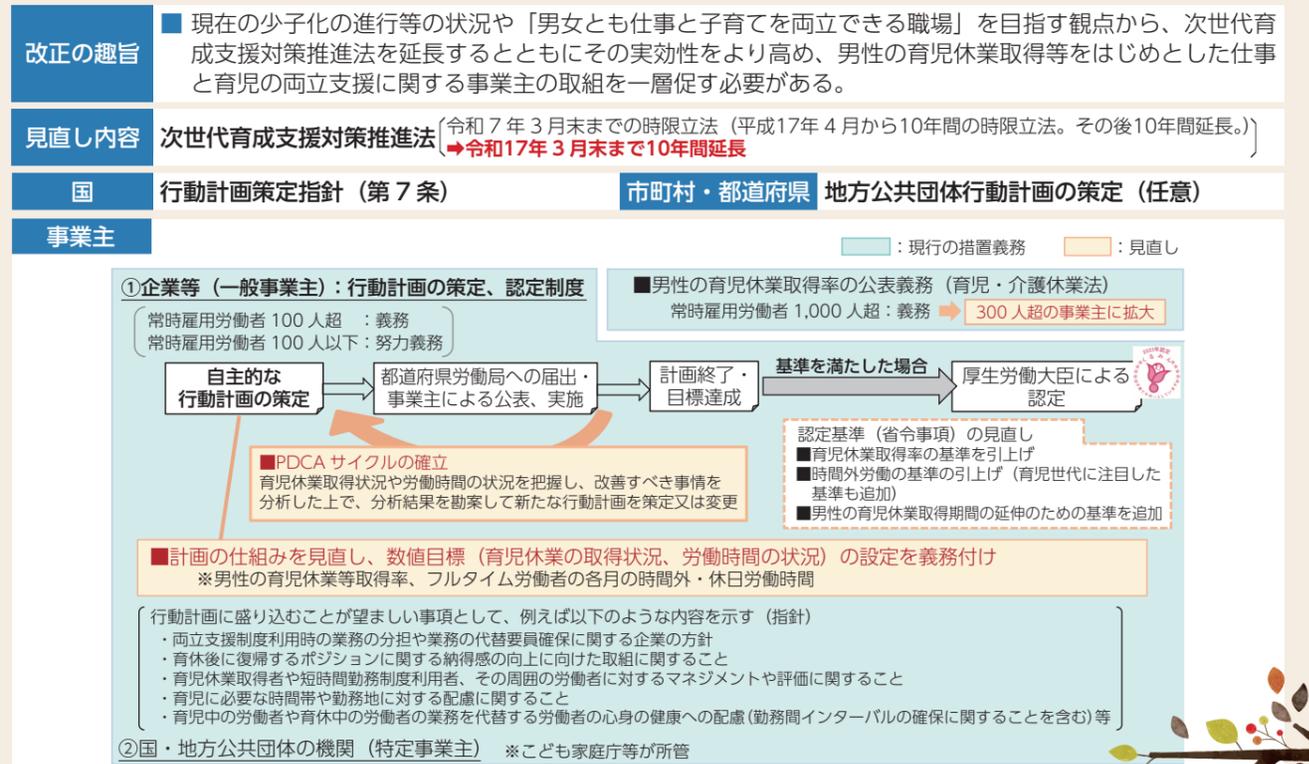
(1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充



(2) 労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設



2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化



3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

